

「バーゼルⅡ第1の柱に関する告示の一部改正（案）及び

第3の柱に関する告示（案）等の公表（意見募集の実施）」への意見一覧

（第1の柱に関する告示改正案）

番号	条文	意見の概要	回 答
1	第5条第1項、第6条第1項等	<p>告示第5条、第17条において、基本的項目に含まれる繰延ヘッジ損益について「<u>その他有価証券をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。</u>」としているが、「<u>時価評価されているその他有価証券をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益</u>」に限定すべきではないか（第6条、第18条の補完的項目について同じ）。現在の改正案では、例えば、時価評価していない債券の金利リスクに対して、金利スワップ等でヘッジを行っている場合、債券の含み損は反映されないにもかかわらず、金利スワップ等の損益は基本的項目・補完的項目に反映されることになる。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、告示第5条第1項を修正致します。</p>
2	第5条第1項第3号	<p>企業結合に伴い生じる評価差益については、繰延税金負債を計上することとされている（「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針（会計制度委員会報告第6号）」第24項ほか）。この繰延税金負債は、評価差益計上時点にその時点の実効税率に基づき計上され、以降当該評価差益の償却額に応じて計上時実効税率分を機械的に取り崩すこととなる。当該評価差益を基本的項目より減算している趣旨が、将来基本的項目を減少させることが確定している金額部分について保守的に前倒しで減算するというのであれば、減算されるべき金額は評価差益額ではなく、評価差益より当該差益により生じた繰延税金負債を控除した金額であるべきと考えられる。</p>	<p>企業結合に伴い生じる評価差益を基本的項目に含めないこととしているのは、当該評価差益が、銀行の業務を継続しながら損失の吸収に充当することができない性格のものと考えられるためです。ご指摘のように、企業結合に伴い生じる評価差益について、繰延税金負債に相当する額を除いた上で自己資本控除の対象とすることは適当ではないと考えています。</p>
3	第5条第3項等	<p>今回の改正案と直接の関係はないが、基本的項目の算入対象となる優先出資証券について、「海外」特別目的会社（SPV）が発行したものだけでなく、国内法を準拠法とするSPVが発行したものも含めるべき。理由としては、①本件に関するバーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）の文書（1998年10</p>	<p>特別目的会社（SPV）を通じた資本調達手段等の自己資本比率規制上の取扱いについては、国際的な議論の動向等も踏まえつつ、中長期的な観点から慎重に検討すべき点が多く、ご指摘の点のみについて拙速に見直しを</p>

番号	条文	意見の概要	回 答
		<p>月)は、必ずしも国内で設立された SPV を排除していない、②欧米では国内 SPV が発行した優先出資証券を排除していない、③「海外」特別目的会社に限定される結果、発行に関する書類が英語に拠らざるを得ず、発行コストが高くなる、といった点が挙げられる。優先出資証券の資本性について厳格なテストが行なわれるべきことは当然だが、「海外」SPV か否かで判断を分ける理由はないはずであり、地域金融機関の資本市場へのアクセスを容易にする観点からも検討すべき。</p>	<p>行うことは適当ではないと考えています。いただいたコメントは、今後の検討のための貴重なご意見として承らせていただきます。</p> <p>なお、平成 17 年 3 月 31 日公表別紙 2 項番 3 もご参照ください。</p>
4	第 6 条 第 1 項 第 1 号	<p>告示第 6 条 第 1 項 第 1 号 (その他有価証券評価差額) では、現行規制 (バーゼル I) と異なり、「(第 8 条 第 1 項 第 1 号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するものを除く。)」とのカッコ書きが挿入されているが、当該カッコ書きを削除し、従来と同様の取扱いにすべきである。</p>	<p>ご指摘の括弧書きは、ダブル・ギアリングの対象となる「意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段」を控除項目に計上する一方で、当該資本調達手段に係る評価益の 45% 相当額を別途割り戻すことは適当ではないとの考え方に基づくものであり、削除することは適当ではないと考えています。</p>
5	第 69 条 第 2 号	<p>抵当権付住宅ローンの規定の適用に当たって、「抵当権により完全に保全されていること」という要件を例示等により示していただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>平成 18 年 2 月 23 日公表別紙 2 項番 38 において、「金融庁としては、莫大なコストをかけて評価替えを行うことを求めるものではありません。不動産の状況は多様であることから、画一的な方法をお示しすることは困難であると考えます。したがって、「抵当権により完全に保全されていること」を合理的に説明する手法については、各金融機関の創意・工夫により対応していただきたいと考えます。」とされているが、合理的な内容を今少し具体的に確認したい。</p>	<p>ご指摘の趣旨を踏まえ、保全要件については告示に附則第 17 条を追加し、実行時点での当該要件充足を条件に、平成 19 年 3 月 31 日において保有するエクスポージャーは、抵当権付住宅ローンとして取り扱うこととしました。また、同日以降に新規に保有するエクスポージャーの取扱いについては、追加 Q&A を公表し、「抵当権により完全に保全されていること」を確認する際の物件評価の方法・頻度・範囲につき、各金融機関において創意・工夫により合理的かつ実現可能な方法により対応していただくこととしました。</p> <p>なお、「合理的かつ実現可能な方法」の具体例については、当局により特定の方法を指定することはありませんが、今後、金融機関における与信・リスク管理実務を踏まえた具体的な提案があれば、必要に応じて例示を</p>

番号	条文	意見の概要	回 答
			加えることを検討します。
6	第 71 条 第 2 項	<p>今回追加された動産担保によるリスク・ウェイト軽減規定（標準的手法）では、適用要件として「第 156 条第 4 項第 3 号に掲げる運用要件を満たすもの」とのカッコ書きが付されているが、当該運用要件は内部格付手法採用行の LGD の軽減を前提としたものであり、標準的手法採用行にそのまま適用するのは不相当と考えられる。標準的手法採用行向けの対応を示す等の見直しをしていただきたい。</p> <p>（理由） 告示第 156 条第 4 項第 3 号では、標準的手法採用行に適用のない「信用リスク管理指針」への担保の運用方法の記載等の整備が求められているため。</p>	<p>告示第 156 条第 4 項各号に掲げる担保の運用要件は、信用リスク削減効果を勘案するに当たっての一般的要件であり、標準的手法採用行であっても動産担保による信用リスク削減効果を勘案しようとする場合には当該要件の充足が必要になると考えています。ご指摘の「信用リスク管理指針」への記載については、標準的手法採用行の場合、内部格付手法に基づく自己資本比率の計算に関するものではなく、当行の信用リスク管理の方針を定める一般的な規程に動産担保の取扱いについて記載することが考えられます。</p> <p>なお、第 71 条第 2 項を修正し、標準的手法採用行が内部格付手法における適格その他資産の運用要件を準用する場合における読替え規定を明確化致します。</p>
7	第 89 条 第 4 号 ロ、ハ	<p>「金融機関又は証券会社（第 64 条の規定に該当するものに限る。）の発行する・・・」の表現は、「第 63 条又は第 64 条の主体が発行する・・・」に修正すべきと考える。</p> <p>（理由） 例えば、外国銀行、銀行持株会社及び証券持株会社が外れるため。</p>	ご指摘を踏まえ、告示第 89 条第 4 項ロ及びハを修正致します。
8	第 153 条 第 1 項第 2 号	<p>「$N(x)$ は標準正規分布の累積関数。ただし、PD が 100 パーセントの場合は 1 とする」とあるが、$N(x)$ を 1 にしても、$K = (LGD - EL)$ にはならない。（リスク・ウェイト関数の後半に、$(1 - 1.5 \times b) - 1 \times (1 + (M - 2.5) \times b)$ があるため） PD = 100% の場合の注記を修正する必要があるのではないか。</p> <p>（理由） バーゼル最終文書パラ 272 では、デフォルト債権の信用リスク・アセット計算方法について “The capital requirement (K) for a defaulted exposure is equal to the greater of zero and the difference</p>	ご指摘を踏まえ、告示第 153 条第 1 項を修正致します。

番号	条文	意見の概要	回 答
		between its LGD and the bank's best estimate of expected loss” とあるが、告示上の記載では、同じリスク・ウェイト計算式にならないと思われるため。	
9	第 156 条 第 4 項	<p>「・・・適格不動産担保及び適格その他資産担保のそれぞれの額を基準として算出する。」は、「・・・適格不動産担保及び適格その他資産担保の合計額を基準として算出する。」に修正すべきと考える。</p> <p>(理由) バーゼル文書(2006年7月統合版)のパラグラフ 296 の第 2 ブレットでは、“the ratio of <u>the sum</u> of the value of CRE/RRE and other collateral to the reduced exposure ...” と記載されており、適格不動産担保と適格その他資産担保の「合計額」が基準になると考えられる。</p>	<p>バーゼルⅡ最終文書では、一の債権に対して担保が保全を提供していることを前提に、各担保について(ただし、「適格不動産担保」及び「適格その他資産担保」についてはその合計額について)一定水準以上の最低所要担保カバー率を求めています。これに対し、本邦では、複数の債権に対して担保が保全を提供する「根担保」の実務が多用されています。</p> <p>これを踏まえた自己資本比率算出上の取扱いとして、告示第 156 条第 4 項においては、根担保が一の債権に対して保全を提供すると考えられる額を分割し、これに対応した一の債権額を定めた上で、一定水準以上の最低所要担保カバー率であれば、信用リスク削減手法を勘案することを許容する枠組みとしています。</p>
10	第 256 条 第 2 項第 3 号	<p>「参照証券化エクスポージャーに付与された格付は、第 249 条第 4 項に定める証券化取引における格付の利用に関する基準を満たすものであること」と記載されているが、「第 249 条 3 項」は参照しなくてもよいか確認したい。</p> <p>(理由) バーゼル文書(2006年7月統合版)のパラグラフ 618 (RBA 方式における推定格付を利用する際の要件)においては、パラグラフ 565 (標準的手法において証券化エクスポージャーで外部格付を利用する際の基準)を参照しており、パラグラフ 565 (b) には、“publicly available” 等の要件が含まれている。</p>	<p>証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の計算において適格格付機関の付与する格付を利用する場合には、当該格付は告示第 249 条第 3 項各号に掲げる基準を当然に満たすべきものと考えられます。</p>
11	第 314 条 第 1 項	<p>組織再編時の(中間)予備計算報告に関して、以下の点を確認させていただきたい。</p> <p>① 組織再編後に存続する銀行が、組織再</p>	<p>① 組織再編成後に存続する銀行が先進的計測手法採用行である場合は、予備計算の再実</p>

番号	条文	意見の概要	回 答
		<p>編成前に先進的計測手法に係る承認を受けている場合でも、金融庁の承認を受けるために予備計算報告を再実施しなければならないということか。</p> <p>② (中間)予備計算報告書の作成が不要の場合の条件において、「自己資本の計算の継続性」とは、どのようなことを指しているのか。</p> <p>③ (中間)予備計算報告書の作成が不要の場合の条件において、「中間予備計算報告書及び予備計算報告書に準ずる書類を作成することができる」とはどのような場合を指しているのか。また、「作成することができる」とは、これを立証する証拠書類が求められるということか。</p>	<p>施ではなく先進的計測手法実施計画の変更が求められることになると考えられます。</p> <p>② 例えば、組織再編成を行う各銀行のリスク特性等が類似しており、組織再編成後の新銀行としての内部管理手法やパラメータの推計値等について大幅な変更を要しない場合には、「自己資本の計算の継続性」が認められると考えられます。</p> <p>③ 例えば、組織再編成前の各銀行の数値を用いることにより、組織再編成後の新銀行としての予備計算に代わり得る報告を新銀行として行うことができる場合を想定しています。また、当局として「作成することができる」と該当するか否かを判断するにあたり、各銀行からどのような情報をどの程度書面で求める必要があるかについては、個々の事案に即した判断が必要になると考えられます。</p>